

多忙化解消・負担軽減検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 教職員の多忙化解消・負担軽減策について、保護者、関係諸団体と共通理解を図りながら、学校の特性及び教職員の専門性を踏まえて検討するため、多忙化解消・負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、教職員の多忙化解消や負担軽減を図り、子供と向き合う時間を確保するために、教職員の多忙化の実態と原因について整理し、多忙化解消・負担軽減策及びそのために必要な措置や環境の整備に向けて、総合的な検討を行うものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員を置く。
2 委員長は、有識者をもって充てる。
3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第5条 委員会に、その事務を処理させるため事務局を設置する。
2 事務局の事務は、県立学校人事課、小中学校人事課、高校教育指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課において担う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。